

令和7年川辺町議会第4回定例会  
令和7年12月3日(水)午前9時00分開会

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 (同意第 2号)	副町長の選任につき同意を求める件
日程第 5 (同意第 3号)	川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件
日程第 6 (議案第46号)	川辺町と美濃加茂市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
日程第 7 (議案第47号)	指定管理者の指定について(やすらぎの家)
日程第 8 (議案第48号)	指定管理者の指定について(川辺町第3こども園)
日程第 9 (議案第49号)	指定管理者の指定について(川辺町児童館)
日程第10 (議案第50号)	町道の路線認定について
日程第11 (議案第51号)	川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第12 (議案第52号)	川辺町議會議員の議員報酬及び期末手当に関する条例及び川辺町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第13 (議案第53号)	川辺町副町長の選任に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第14 (議案第54号)	川辺町火入れに関する条例の一部を改正する条例
日程第15 (議案第55号)	川辺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
日程第16 (議案第56号)	川辺町収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例
日程第17 (議案第57号)	川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
日程第18 (議案第58号)	令和7年度川辺町一般会計補正予算(第4号)
日程第19 (議案第59号)	令和7年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第20 (議案第60号)	令和7年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第21 (議案第61号)	令和7年度川辺町水道事業会計補正予算(第3号)
日程第22 (議案第62号)	令和7年度川辺町下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第23 (発議第 3号)	川辺町議会傍聴規則の一部を改正する規則

本日の議会に付した案件  
議事日程のとおり

出席議員（9名）（欠席者なし）

議長 佐伯 雄幸	副議長 石原 利春	1番 井戸 三兼
2番 平岡 正男	3番 奥田 哲也	4番 櫻井 真茂
6番 巖 敬一郎	7番 市原 敬夫	9番 櫻井 芳男

地方自治法第121条による出席者

町長 木下 宙	教育長 白村 茂
参事 重本 佳明	参事兼上下水道課長 渡辺 英樹
総務課長 鈴木 秀樹	会計管理者兼会計室長 林 正和
企画課長 平岡 善伸	税務課長 渡辺 保彦
住民課長 田口 将隆	健康福祉課長 井戸 陽子
産業環境課長 井戸 繢	基盤整備課長 西田 吉文
教育支援課長 渡邊 明弘	生涯学習課長 佐伯 毅彦

事務局職員出席者 議会事務局長 横田 博生

（開会 午前9時00分）

◎議長（佐伯雄幸君） 皆さん、おはようございます。

令和7年川辺町議会第4回定例会が招集され、御案内を申しあげましたところ、9名全員の御出席を頂きまして、誠に御苦労様です。定足数に達していますので、ただいまから、令和7年第4回川辺町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

開会にあたり、注意事項を申し上げます。

このところ、インフルエンザの感染者数が増えています。マスクの着用については、個々の判断といたしますが、自席で発言される場合は、飛沫を防止するため、着座にて行ってください。また、議場内の換気のため、適宜休憩を設ける場合がありますので皆様の御協力をお願いいたします。

町長から挨拶を頂きます。町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和7年川辺町議会第4回定例会の開会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には、公私にわたり何かとお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日々、町政の推進に格別なる御理解と御協力、御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

議会定例会の開会にあたり、この秋の様々なイベントについて振り返りながら、日頃の皆様の御理解と御協力に、感謝申し上げたいと思います。

10月11日、12日に「第34回全国中学校新人競漕大会」を本町で開催し、県外から多くの選手やその御家族、関係者の方々が来町されました。競技会では熱い戦いが繰り

広げられ、あどけなさの残る新人選手たちが全力を尽くす姿がとても印象的でした。このような大会が地域のスポーツ文化を盛り上げる貴重な機会となったことを、心から嬉しく思います。

10月19日には「KAWABE MOUNTAIN FES. FUMOTO」を開催し、町内外から多くのお客様に御来場いただきました。川辺町の自然豊かな環境の中で、アーティストによるライブパフォーマンスや、多彩なグルメの出店があり、参加者の皆様に楽しいひとときを過ごしていただけたものと思っております。イベントが成功を収めたのは、運営に御協力いただいた関係者の皆様の御尽力があつてのもので、地域の魅力を発信する素晴らしいイベントとなりました。心より感謝申し上げます。

10月26日には、岐阜県消防学校で『「消防感謝祭」第74回岐阜県消防操法大会』が行われ、加茂郡代表として川辺町消防団第2分団1部が出場しました。当日はあいにくの雨模様でしたが、練習の成果を發揮し、見事な勇姿を見せてくれた団員の皆様には心より敬意を表します。また、消防団の皆様には日頃から安全・安心を守るために御尽力をいただいていること感謝申し上げます。

11月22日、23日には「まなびピア川辺」を開催し、絵画や書道、手工芸品など、町民の皆さまが心を込めて作成した様々な芸術作品が展示されました。これらの作品には、町民の皆さま一人ひとりの個性や創意が反映され、訪れた方々に新たな発見や感動を与えたことと思います。こうした文化的な催しは、町の活気を感じさせる貴重な機会であり、町民の皆様が芸術に触れることで、より一層地域のつながりが深まる場となりました。このようなイベントを、町の文化活動として今後も続けていくことが必要であると改めて認識させていただきました。

以上、今年の秋の様々なイベントについて御紹介させていただきました。これらのイベントを通じて、町民の皆さま一人ひとりが地域社会とのつながりを深め、共に町の発展に貢献しているということを改めて実感いたしました。今後も、町民の皆様の活力につながるようなイベントの開催や支援に努め、議会と連携しながら、町のさらなる発展に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本定例会に御提案いたしております議案は、人事案件2件、条例案件7件、予算案件5件、その他案件5件の計19案件でございます。どうか慎重に御審議賜り、格別の御理解により御決定賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての御挨拶といたします。

◎議長（佐伯雄幸君） 本会議の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議席番号4番 桜井真茂君及び6番 巖敬一郎君の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る11月27日の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から12日までの10日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月12日までの10日間に決定しました。

それでは、議案等の審査については、第4回定例会会期日程のとおり行いますので、よろしくお願ひします。

日程第3「諸般の報告」を行います。監査委員から地方自治法第235条の2第3項及び第199条第9項の規定により、お手元に配布のとおり、「令和7年9月25日川監第18号」、「令和7年10月20日川監第21号」、「令和7年11月21日川監第25号」の例月出納検査の結果報告と、「令和7年11月11日川監第23号」の定期監査の結果報告と、「令和7年11月11日川監第24号」の財政援助団体等監査の結果報告がありました。報告書類の原本は議会事務局に保管しておりますので適宜閲覧してください。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、同意第2号「副町長の選任につき同意を求める件」を議題といたします。重本佳明君は退場をお願いします。

(参事退場)

◎議長（佐伯雄幸君） 本件についての説明を求めます。町長 木下宙。

◎町長（木下宙君） 同意第2号「副町長の選任につき同意を求める件」につきまして、御説明いたします。

本件につきましては、現参事である重本佳明氏を副町長として選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

重本氏は、平成3年に川辺町役場に入庁されて以来、町職員として30年以上にわたり本町の行政に尽力されており、その経験と実績は大変豊富でございます。

詳細な経歴については、お手元の資料のとおりでございますが、特に、令和2年4月からは産業環境課長としてコロナ禍における地域産業の活性化に貢献され、令和4年4月からは企画課長として町の中長期的な計画の策定・実行において重要な役割を果たしてこられました。

また、令和5年4月からは総務課長として行政組織の調整・運営に努め、令和7年4月からは参事として戦略的な視点からより広範な行政運営に寄与されています。これらの実績を踏まえ、行政全般に精通された重本氏こそが、本町の更なる発展と住民福祉の向上に貢献いただける最適任者であると確信しております。

なお、任期につきましては、令和8年1月1日から令和11年12月31日までの4年間でございます。

以上、よろしく御審議のうえ、同氏の選任について御同意賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

◎1番（井戸三兼君） 議長。

◎議長（佐伯雄幸君） 1番、井戸三兼君。

◎1番（井戸三兼君） はい。副町長の選任につき同意を求める件について、反対の立場から意見を申し上げます。

今まで副町長の選任について、議会としては何度も否決をしてまいりました。新たな町長になったからといって賛成というのは、私自身あまりに節操がないと考えます。

私は、今の町長は、2期、3期とやってもらいたいと思っておりますので、1年くらいは内政を見て、どこに問題があるか、今の組織形態で良いのか、川辺町をどのようにしていくかを明確にしてから副町長を置いて、町長の外征活動を進めていくのがよろしいのかと考えます。

以上の点から反対意見を申し上げました。以上です。

◎議長（佐伯雄幸君） 賛成討論はございませんか。

◎4番（桜井真茂君） 議長。

◎議長（佐伯雄幸君） 4番、桜井真茂君。

◎4番（桜井真茂君） はい。私は、今回の4月の選挙で町長が代わりました。私も27年議員をやっておりますが、やはり公務がかなり多い。そういう特別職は、議会でいえば議長さんですし、議長さんが出席できない場合は副議長さんが出席しております。

前町長のことを言うわけではございませんが、公務多忙の中、県、国に行くこともありますかと思います。

先般の行政会議、この件でございましたけど、町長は急遽インフルエンザにかかり、自らの口で説明できるような状態ではございませんでした。したがって、改めて日を設け、この説明を受けたわけでございます。いつ何時、体は1つしかございませんので、やはり副町長を置いて、町内外に肩書を持って、私は、川辺町を前に進めていただくのがいいかと思っております。

また財政面においても、町職員の内部人事から外して特別職に上がるわけでございますので、費用的な面も、少なくて済むかと思います。上がる部分が少なくて済むかと思います。

以上のことから、私は賛成といたします。

◎議長（佐伯雄幸君） はい。その他、討論よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） これで討論を終わります。これから同意第2号を採決いたします。念のため申し上げます。起立しない者は、否と認めます。

同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立7名）

◎議長（佐伯雄幸君） お座りください。起立多数。したがって、同意第2号「副町長の選任につき同意を求める件」は、決定いたしました。

重本佳明君の入場を求めます。

（参事入場）

◎議長（佐伯雄幸君） 重本佳明君に報告をいたします。副町長の選任については同意されました。ここで、重本佳明君の発言を許可します。登壇してお願いします。

◎参事（重本佳明君） 議長より、発言の許可を頂きましたので、一言御挨拶申し上げます。

この度は、副町長への御同意を賜り、誠にありがとうございます。

私は、平成3年に川辺町に奉職し、これまで35年間、町職員として、多くの方に支えられながら職務に励んでまいりました。

この度、副町長という職を拝命することとなり、町職員としての職務の重さに加え、その責務の重大さに改めて身の引き締まる思いでございます。

現在川辺町は、今年5月に就任した木下町長のもと、物価高騰、人口減少、少子高齢化など、多くの課題に対峙しつつ、町長の公約である、子育て・教育の充実、高齢者への支援、住みよく魅力的なまちなどの実現に向けて、職員一同、日々努力を重ねております。

私自身、微力ではございますが、これまで培ってきた行政経験を生かし、木下町長のもと、職員とともに、川辺町の未来が明るい未来となるよう、そして、町民の皆様の信頼にお応えできるよう、誠心誠意努めてまいる所存です。

議員の皆様方におかれましても、今後とも御指導、御鞭撻賜りますよう、心からお願ひ申し上げ、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

改めまして、本日は誠にありがとうございました。

(拍手)

◎議長（佐伯雄幸君） 御苦労様でございますが、町長を補佐していただき、川辺町のまちづくりのために、よろしくお願ひいたします。

日程第5、同意第3号「川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 同意第3号「川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」につきまして、御説明いたします。

固定資産評価審査委員会につきましては、地方税法及び川辺町固定資産評価審査委員会条例に基づき、3名の委員の方々に職務にあたっていただいております。

そのうちのお一人でございます、岩井恭子氏におかれましては、令和8年2月7日をもって任期が満了となります。

岩井氏は、委員として誠に適任であり、引き続き同氏を再任いたたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。同氏の経歴につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

なお、任期につきましては、令和8年2月8日から令和11年2月7日までの3年間でございます。

以上、よろしく御審議のうえ、同氏の選任について御同意賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第3号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号「川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。

日程第6、議案第46号「川辺町と美濃加茂市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 議案第46号「川辺町と美濃加茂市との定住自立圏の形成に関する協定変更について」御説明いたします。

本町では、人口減少・少子高齢化、医療・福祉・交通など生活基盤の維持が大きな課題であり、これらの課題に単独の自治体として対応していくことが難しくなってきており、これから、広域的な視点で取り組むことが必要となってきています。

このため、加茂圏域の市町村と「医療・福祉」、「子育て」、「地域資源」、「公共交通」などの分野において協力・連携してすることで、行政サービスの向上と将来に渡り安心して暮らし続ける地域づくりを図るために「みのかも定住自立圏」を形成しております。

平成22年に定住自立圏の中心市である美濃加茂市との間で「定住自立圏形成協定」を締結して以降、5年毎に協定の内容を変更しながら現在に至っておりますが、今般、第3次協定の期間が終了し、その内容を変更するため、川辺町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第46号につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（異議なしの声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第7、議案第47号「指定管理者の指定について（やすらぎの家）」、日程第8、議案第48号「指定管理者の指定について（川辺町第3こども園）」、日程第9、議案第49号「指定管理者の指定について（川辺町児童館）」の3議案を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 木下宙君

◎町長（木下宙君） 議案第47号から議案第49号までの「指定管理者の指定について」を一括して御説明いたします。

本件につきましては、令和8年3月31日をもって指定期間が満了となる施設につきまして「川辺町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」の規定に基づき、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、議案第47号の「やすらぎの家」につきましては「社会福祉法人 川辺町社会福祉協議会」を指定管理者とし、指定期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間でございます。

議案第48号の「川辺町第3こども園」及び議案第49号の「川辺町児童館」につきましては「社会福祉法人 上米田福祉会」を指定管理者とし、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

以上、3議案につきまして、一括して御説明いたしました。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第47号から議案第49号の3件につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（異議なしの声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号から議案第49号の3議案につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第10、議案第50号「町道の路線認定について」を議題といたします。本案について説明を求めます。町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 議案第50号「町道の路線認定について」御説明いたします。

本件につきましては、道路法第8条第2項の規定により町道の路線認定について議決をお願いするものでございます。

中川辺大谷地内で現在工事中の主要地方道美濃川辺線において、バイパス整備により現道の一部が県から町へ管理移管を受けることとなったため「大谷線」として新たに町道認定し、今後は町道として管理していくものでございます。

以上、よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第50号につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（異議なしの声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第11、議案第51号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、日程第12、議案第52号「川辺町議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例及び川辺町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」、日程第13、議案第53号「川辺町副町長の選任に伴う関係条例の整理に関する条例」、日程第14、議案第54号「川辺町火入れに関する条例の一部を改正する条例」、日程第15、議案第55号「川辺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」、日程第16、議案第56号「川辺町収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例」、日程第17、議案第57号「川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。本案について説明を求めます。町長 木下宙君。

議案第51号から第57号まで一括してご説明申し上げます。

◎町長（木下宙君）　はじめに、議案第51号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本町の職員の給与制度は国家公務員に準じており、令和7年度人事院の給与勧告に従い、関係する条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容としましては、民間給与との較差（3.62%）を埋めるため、若年層に重点を置きつつ、全体的な給与の引き上げを行うとともに、期末勤勉手当を0.05月分引き上げ、年間合計で4.65月分とするほか、通勤手当、宿日直手当の支給額の改定を行うものでございます。

また、会計年度任用職員の給与及び期末勤勉手当についても、職員の改定に合わせて同様の改正を行うほか、議會議員の皆様、特別職の期末手当についても、一般職員と同様に0.05月分の引き上げを行い、年間4.65月分とするものでございます。

次に、議案第52号「川辺町議會議員の議員報酬及び期末手当に関する条例及び川辺町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、令和7年10月28日に開催された特別職報酬等審議会からの答申を受け、町長及び教育長の給与額、議會議員の皆様の報酬額について、増額改定を行うものでございます。また、副町長の選任に伴い必要となる副町長の給与月額について、新たに規定を設けるものでございます。

次に、議案第53号「川辺町副町長の選任に伴う関係条例の整理に関する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、副町長の選任に伴い、既存の関係条例について、形式面及び組織体制の整理を行うものでございます。

次に、議案第54号「川辺町火入れに関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、総務省消防庁からの通知に基づき条文に林野火災に関する注意報を追加するほか、県から指摘を受けた文言について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第55号「川辺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

現在、プラスチック製品は「プラスチック製容器包装」のみ収集しているところでございますが、令和8年4月からは「プラスチック資源」として「プラスチック製容器包装」に加え「プラスチック製品」の収集もできるようになるため、条例の手数料種別の名称について改正するものでございます。

次に、議案第56号「川辺町収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、県の収入証紙の廃止に伴い、県から「売りさばき人」の指定を受けている当町においても当該業務を終了するため所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第57号「川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、虐待対応の強化について条例の一部を改正するほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、乳幼児の健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部または一部に相当する

と認められるときは、当該健康診断の全部または一部を省略できることとするため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、7議案につきまして、一括して御説明いたしました。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第51号から議案第57号の7件につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（異議なしの声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号から議案第57号までの7件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第18、議案第58号「令和7年度川辺町一般会計補正予算（第4号）」、日程第19、議案第59号「令和7年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第20、議案第60号「令和7年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、日程第21、議案第61号「令和7年度川辺町水道事業会計補正予算（第3号）」、日程第22、議案第62号「令和7年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」の5件を一括議題といたします。本案について説明を求めます。町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 議案第58号から議案第62号まで、各会計の補正予算案件につきまして一括して御説明申し上げます。

はじめに、議案第58号「令和7年度川辺町一般会計補正予算（第4号）」につきましては、既定の予算額に1億2千126万6千円を追加し、予算総額を60億2千386万4千円とするものです。繰越明許費は、戸籍附票システム改修業務、学校用地補償費について設定し、債務負担行為は、やすらぎの家、児童館、第3こども園の指定管理委託料を追加しています。

主な補正の内容は、歳入では、普通交付税1億69万7千円、寄附金2千50万1千円などを増額し、令和6年度のふるさと川辺応援寄附金1億7千928万1千円を、寄附者の意向に沿う各事業へ財源充当しています。

歳出では、給与改定等に伴う人件費、令和6年度事業の精算金、その他新たな財政需要等に対応するための事業費等を計上しています。

令和7年の給与改定は、民間給与との格差を埋めるため、初任給及び俸給表を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数を合わせて0.05月分を引き上げるものとなっています。併せて、特別会計や企業会計の人件費につきましても増額となるため、一般会計からの繰出金等で対応することとしています。

そのほか、障害者総合支援等事業費、まちづくり基金積立金などについて増額するものです。

次に、議案第59号「令和7年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、既定の予算額に、521万8千円を追加し、予算総額を10億707万9千円とするものです。

主な補正の内容は、決算見込みにより不足が見込まれる保険給付費などを増額するもので、財源につきましては、県からの保険給付費等交付金などを増額することで対応しています。

次に、議案第60号「令和7年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第3号）」につきましては、既定の予算額に、3千400万9千円を追加し、予算総額を10億4千912万8千円とするものです。

主な補正の内容は、歳出では、給与改定等に伴う人件費、決算見込みにより居宅介護サービス給付費等の不足が見込まれる事業費をそれぞれ増額するものです。

歳入では、歳出における居宅介護サービス給付費等の増額に伴い、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金を政令で定める負担割合に応じてそれぞれ増額するとともに、介護給付費準備基金繰入金の増額で対応しています。

次に、議案第61号「令和7年度川辺町水道事業会計補正予算（第3号）」につきましては、収益的収入及び支出で66万5千円、資本的収入及び支出で50万2千円をそれぞれ増額するものでございます。

補正内容につきましては、給与改定等に伴う人件費について補正するものでございます。

最後に、議案第62号「令和7年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」につきましては、収益的収入及び支出で52万9千円、資本的収入及び支出で81万9千円をそれぞれ増額するものでございます。

補正内容につきましては、確定した受益者負担金前納報奨金等に係る事業費の補正 及び給与改定等に伴う人件費について、補正するものでございます。

以上、各補正予算関連議案の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第58号から議案第62号の5件につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（異議なしの声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号から議案第62号までの5件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、場内換気のため休憩に入りたいと思います。再開時間10時と定め、休憩いたします。

（休憩 9時50分～10時）

◎議長（佐伯雄幸君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第23、発議第3号「川辺町議会傍聴規則の一部を改正する規則」を議題といたします。提出者の説明を求めます。議席番号2番 平岡正男君。

◎2番（平岡正男君） 議長より許可を頂きましたので、発議第3号について御説明いたします。

発議第3号「川辺町議会傍聴規則の一部を改正する規則」

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び川辺町議会議規則第13条第1項の規定により提出します。令和7年12月3日。提出者、川辺町議会議員 平岡正男。賛成者、川辺町議会議員 井戸三兼。

それでは、議案の趣旨について説明いたします。

はじめに、改正の経緯につきましては、全国町村議會議長会から町村議会傍聴規則の一部改正の標準例が示され、これに基づきまして、近隣の議会においても順次一部改正が行われております。

改正の趣旨につきましては、近年の社会情勢の変化に対応するとともに、住民に開かれた議会の実現を図る観点から、傍聴規則の標準例に基づきまして、本町議会の傍聴規則について、所要の改正をするものです。

改正内容は、議案資料の新旧対照表で説明します。

第6条では、傍聴券の記載事項中、「年齢」を削除します。

第7条及び第8条では、「傍聴人」を「傍聴券の交付を受けた者」などと改めます。

第11条では、傍聴席に入ることができない者に、「刃物」を携帯している者を追加するとともに、禁止されている服装や履物、音響機器等の名称を整理します。また、従来は原則として児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができなかつた規定を削除し、時代に即した内容に改めます。

第12条では、改正前の第12条と第13条の規定を整理し、傍聴人の守るべき事項や写真等の撮影・録音の禁止事項を規定します。

第13条では、字句の一部について、ひらがなを漢字に改めます。

また、傍聴券の様式を今般の改正事項に合わせて改めます。

議案書の改め文の附則では、改正規則の施行時期を公布の日から施行することとし、一定の周知期間を設けるため、令和8年3月議会から適用とします。

以上提案説明といたします。

◎議長（佐伯雄幸君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから発議第3号を採決いたします。お諮りします。本案については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって発議第3号「川辺町議会傍聴規則の一部を改正する規則」は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案精読、議案審査のため12月4日から12月11日までの8日間を休会としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、12月4日から12月11日までの8日間を議案精読、議案審査のため休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。次回は12月12日、金曜日、午前9時から再開といたします。本日は、これで散会いたします。皆さん大変御苦労様でした。

(閉会 午前10時07分)

令和7年川辺町議会第4回定例会  
令和7年12月12日(金) 午前9時00分開会

議事日程(第2号)

日程第 1	一般質問
日程第 2(議案第46号)	川辺町と美濃加茂市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
日程第 3(議案第47号)	指定管理者の指定について(やすらぎの家)
日程第 4(議案第48号)	指定管理者の指定について(川辺町第3こども園)
日程第 5(議案第49号)	指定管理者の指定について(川辺町児童館)
日程第 6(議案第50号)	町道の路線認定について
日程第 7(議案第51号)	川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第 8(議案第52号)	川辺町議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例及び川辺町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 9(議案第53号)	川辺町副町長の選任に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第10(議案第54号)	川辺町火入れに関する条例の一部を改正する条例
日程第11(議案第55号)	川辺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
日程第12(議案第56号)	川辺町収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例
日程第13(議案第57号)	川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
日程第14(議案第58号)	令和7年度川辺町一般会計補正予算(第4号)
日程第15(議案第59号)	令和7年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第16(議案第60号)	令和7年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第17(議案第61号)	令和7年度川辺町水道事業会計補正予算(第3号)
日程第18(議案第62号)	令和7年度川辺町下水道事業会計補正予算(第3号)

議事日程(第2号の追加1)

追加日程第1 議会運営委員会の閉会中の継続調査

本日の議会に付した案件 議事日程のとおり

出席議員(9名)欠席議員なし

議長 佐伯 雄幸	副議長 石原 利春	1番 井戸 三兼
2番 平岡 正男	3番 奥田 哲也	4番 桜井 真茂
6番 巖 敬一郎	7番 市原 敬夫	9番 櫻井 芳男

地方自治法第121条による出席者(欠席者なし)

町 長	木下 宙	教育長	白村 茂
参 事	重本 佳明	参事兼上下水道課長	渡辺 英樹
総務課長	鈴木 秀樹	会計管理者兼会計室長	林 正和
企画課長	平岡 善伸	税務課長	渡辺 保彦
住民課長	田口 将隆	健康福祉課長	井戸 陽子
産業環境課長	井戸 繢	基盤整備課長	西田 吉文
教育支援課長	渡邊 明弘	生涯学習課長	佐伯 毅彦

事務局職員出席者 議会事務局長 横田 博生

(開会 午前9時00分)

◎議長（佐伯雄幸君） 皆さんおはようございます。休会を閉じ、会議を再開いたします。

本日の議事日程は、一般質問、議案に対する討論、採決となっております。

初めに注意事項を申し上げます。空気が乾燥する季節となり、インフルエンザの感染者数が増えている状況であります。マスク着用については個々の判断といたしますが、自席で発言される場合は飛沫を防止するために、着座にて行ってください。また、議場内換気のため、適宜休憩を設ける場合がありますので、皆様の御協力をお願いします。

ただ今から、日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。一般質問は、会議規則第49条第3項の規定によって、一般質問席から行ってください。なお、質問は一問一答方式で行い、発言時間は答弁を含めて原則1議員1時間以内とします。また、一般質問に対する答弁は、登壇して行ってください。なお、再質問に対する答弁は、自席から行ってください。それでは一般質問を始めます。議席番号4番 桜井真茂君。

◎4番（桜井真茂君） まずもって、先日、青森県沖で発生しました、最大震度6強の地震で被災されました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。1日も早い復興を願うものでございます。

議長より許可を頂きましたので、物価高騰対策について質問をさせていただきます。

国は、「強い経済」を実現する経済対策のひとつとして、地方自治体が行う地域のニーズに応じた物価高対策について、重点支援地方交付金を拡充することを11月21日に閣議決定しました。

その内容は、生活者・事業者向けの従来の取り組みを継続しつつ、お米券や電子クーポンをはじめとする食料品の物価高騰などに対する取り組みとされています。

本町では、これまで国の交付金を活用し、商品券の発行や水道料金の基本料の免除などを実施してまいりました。そこで、町長にお尋ねします。

①現時点での国から本町に交付される交付金の見込み額はどの程度ですか。

②物価高対策として、例えば商品券などを発行する予定はありますか。

また、その対象や規模等は、どのように考えているのかをお聞かせください。

◎議長（佐伯雄幸君） 町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） それでは、桜井議員からご質問のありました「物価高対策について」お答えいたします。

令和7年1月21日付けで「強い経済」を実現する総合経済対策が閣議決定されたことを受け、内閣府より「重点支援地方交付金」の拡充及び早期の予算化に向けた検討を進めるよう通知が発せられました。

今般の経済対策においては、議員仰せのとおり、地域の実情に応じて引き続き取り組みを継続しつつ、従来の生活者支援分・事業者支援分とは別に「おこめ券」や「電子クーポン」をはじめとする食料品の物価高騰に対する必要な支援措置を含むものとなっており、上水道料金の減免などにも活用することができるとされております。

さて、一つ目の質問につきましては、岐阜県より発出された通知において、本交付金の追加配分2兆円に係る交付限度額は、国の令和6年度一般会計補正予算（第1号）の概ね330%以上になるとされており、本町においては、1億円規模で交付される見込みでございます。

また、二つ目の質問につきまして、今回の「重点支援地方交付金」は、令和6年度から高騰した米価格について依然高値が続いている状況に対応できるよう、国の推奨メニューとして「おこめ券」や「プレミアム商品券」の発行が挙げられております。確かに、市販されている「おこめ券」の発行は、迅速な対応ができ、食料品の物価高騰に対する支援となり得るもの考えられますが、本町は都市部と違い、町内には米を耕作している家庭もあり「おこめ券」の発行が必ずしも家計の支援となるものではないこと、また「おこめ券」は、町外の米販売店やスーパー等の店舗でも利用できることから、町内における消費喚起に寄与することに結びつかないことが想定されます。

また、本町では、過去にも物価高騰対策として、計6回の「かわべ応援商品券」を発行した実績もあることから、今回についても商品券の発行が最も効果があるものと考え、現在検討しております。内容につきましては、見込み額の交付金が交付された場合、町民1人あたり1万円程度の商品券になるものと考えております。

なお、予算措置がされた後のスケジュールにつきましては、商品券の作成や発送に係る事務等を鑑みまして、3月以降に発行できるよう実施に向けて努めてまいります。

いずれにしましても、今日現在、交付額については確定しておりませんが、今般の物価高対策に対する予算措置につきましては、早期の予算化及び事業の実施に向け努めてまいりますので、議員皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

◎4番（桜井真茂君） 議長、再質問お願いします。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許します。

◎4番（桜井真茂君） それでは、来年、副町長になられる、現重本参事にお伺いをさせていただきます。

重本参事におかれましては、長年の行政に携わり本当に御苦労様でございます。

今年をもって職員を退職され、1月1日からは、私たち同様、町長とも、教育長とも同様、特別職になられることになりました。

若き町長のアクセル、またブレーキ役として、町行政を担っていただくことに、議会の方としても期待をしております。

さて、町長から答弁いただきましたが、川辺町においては1億円。今回の、昨日ちょうど衆議院を通ったわけですが18兆3千億円。

これ、水道、ガス等いろいろ含めてですが、2兆円については、子供1人当たり2万円。また、各自治体に配布される、川辺町はたまたま1億円でございましたが、この1億円の商品券を発行するに当たり、町長は先ほど3月頃を目途にというふうにありましたが、1日も早くこれを町民に届けていただきたい。

議会の方としては、多分、概ね皆さん専決でやっていただきたいんじゃないかなと私は考えるところでございます。

現参事であられます重本参事におかれましては、専決でやるのか、もしくは臨時議会を開いてやられるのか、どちらか、お答えいただきたいと思っております。

◎議長（佐伯雄幸君） 参事 重本さん。

◎参事（重本佳明君） それでは、桜井議員の再質問に対してお答えさせていただきます。

予算の対応というか措置についてということでございましたが、本交付金の趣旨、また交付金に対する国からの通知は早期着手というふうに来ております。

したがいまして、早期に対応する必要があるということは十分認識しておる中でございまして、本交付金の金額、今時点では確定はしておりませんが、確定があり次第、早期事業にするため、早急に予算編成をさせていただく。

その方法につきましては、桜井議員おっしゃったように、専決処分で対応させていただければなと思っております。

先ほど町長の答弁でもございましたが、商品券を現在考えておる。これにつきましては、過去にも6回やっておるということで、制度設計的にも既に完成しております、担当課の方でも、そちらにつきましては、速やかに対応できるということで考えますと、この趣旨に鑑みますと、町民さんの手元に素早く届けるためにも、1日でも早くやらせていただくために執行部の方では専決処分で対応させていただいて、スピード感を持って取り組みをさせていただきたいなというふうに今のところ考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

◎4番（桜井真茂君） 議長、所見を述べて終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許します。

◎4番（桜井真茂君） ただいま先決でという形がございました。1日も早く物価高対策として、町民のもとに届けていただきたいと考えております。

來たる令和8年も、川辺町民ともども、皆さんにとって良いお年になるように祈念いたしまして、一般質問を終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） 以上で、桜井真茂君の一般質問を終わります。

続きまして、議席番号7番、市原敬夫君。

◎7番（市原敬夫君） 議長より許可を頂きましたので、小学校の統廃合計画の進捗状況について質問をいたします。

一部、通告書外に字句を加えましたのでお許しをいただきたいと思います。

少子化等に伴い、3小学校を統廃合し、小中一貫校の義務教育学校としての検討が続けられ、現在の中学校の敷地内に建設する計画が、永年検討されてきました。しかし、5月の町長交代により、その計画を一時棚上げし、再検討することになりました。

その後、半年余りが経過しましたが、その後の小学校統廃合計画について、進捗状況をお伺いしたいと思います。

川辺町の明日を担う大事な子ども達の小学校、中学校の9年間の基礎教育は、人間形成の上においても非常に重要な時間であります。

この計画においては、10年後、20年後の就学人口を推測し、学校の規模、教育施設、建設の時期、工事費の推定など多くの条件を想定しながら、学校の統廃合計画を設定しなければなりません。

大変難しいとは思いますが、建設費は、川辺町の一般会計予算に匹敵する大事業であります。子ども達の将来にとって重要な、教育内容と教育施設によって、教育の街として魅力ある学校を創ることは、町民が求めるものであります。

そこで、次の質問をいたします。

一時棚上げされた、小学校統廃合計画のその後の進捗状況等について6点お伺いをいたします。

①具体的に現時点で検討されている小学校統廃合計画の内容について伺います。

②教育内容については、義務教育であり、制約があると思いますが、この新しい学校は、特にどういう教育に重点を置いて進めていく方針か伺います。また、基本となる心の教育についてのお考えを伺います。

③建設費、設備費など予算的にどれ位を想定しているか伺います。そして、国、県の補助と町が負担すべき金額についても伺います。

④廃校となる学校の跡地活用についての考えを伺います。今後、どの学校が廃校になるとしても、大切な土地と建物です。町の発展に繋がる活用が重要と考えますが、川辺町ではどのような活用をお考えか伺います。

⑤学校は、教育の原点として将来につながるものであり、今後、少子化が進む中で、就学人口をどう推測し、対策として、どんな取り組みをしようとしているのか伺います。

⑥児童に対する登下校の見守りが地域の皆さんのお力で続けられています。私も、約10年、子ども達と一緒に学校まで歩いておりますが、年々、高齢化が進み、その責任の重さもあり、この状況が、いつまで継続できるか心配であります。

この見守り活動について、町として、また担当事務局としてどのような評価をし、今後どう対応していくお考えなのか伺いたいと思います。

◎議長（佐伯雄幸君） 町長、木下宙君。

◎町長（木下宙君） それでは、市原議員からご質問のありました「小学校統廃合計画の進捗状況について」お答えいたします。

私が5月に川辺町長に就任し、進行中の学校統廃合計画については、一度立ち止まり、財政負担や教育環境の変化など再検討する方針とし、統廃合による新校舎建設費用の負担や、体育館・グラウンドの減少による子供の運動機会への影響など、これらの課題を十分に精査し、より良い教育環境を実現するため、慎重に検討してまいりました。令和5年度、令和6年度に引き続き、令和7年度総合教育会議を11月27日に開催し、よりよい教育の実現、建設費や設備費など町財源への影響について十分に課題を検討したうえで、最適な方法を考えていくことに合意いたしました。

さて、市原議員からの、六つの質問についてお答えします。

一つ目の具体的に現時点で検討されている学校統合計画の内容については、現在複数のパターンを検討、比較、精査しております。主なパターンとしましては、現在の基本計画

の課題を解決したうえで統合するもの、次に一部の学校を統合するもの、そして統合を見送るものです。統合を見送る、または一部の学校を統合する場合に、一部の学校が小規模校になる可能性があります。小規模校は、地域住民との交流が盛ん、きめ細やかな指導が受けられる、一人一人がリーダーを務める機会が多くなるなどのメリットがありますが、クラス替えができない、多様な人との関わり合いが限られる場合があるなどのデメリットもあります。義務教育においては、集団のなかで、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、競い合うことで、思考力や判断力、解決力などを育み、社会性や規範意識が身につくことが重要であると考えます。今後、考えられるパターンから、財政負担等も十分に加味し、特に課題である北小学校複式学級の対応を念頭に置き、最適な計画を検討してまいります。

二つ目の新しい学校の教育の重点についてお答えします。

全町民が一体となって、子どもの教育の推進をめざすことを目的とした「あらたまプラン」で掲げている「めざす子どもの姿」は、「心身ともに健康で郷土を愛する人間性豊かな子ども」です。「わたしが好き」、「家族が好き」、「仲間が好き」そして「この町が好き」と思える子どもが育つよう、「家庭」、「地域」、「こども園・学校」が手を携えて「人づくり」、「まちづくり」を推進してまいります。

三つ目の建設費、設備費など予算の想定、国、県の補助と町が負担すべき金額と四つ目の廃校となる学校の跡地活用については、一つ目の質問でお答えしました、最適な統合の計画を検討し、総合的に模索してまいります。

五つ目の少子化が進む中での、将来の就学人口の推計とその対策についてお答えします。

川辺町の子どもの現状ですが、令和6年度生まれの子どもは34人で、令和7年の見込みは46人となり増加することが見込まれますが、今後は、緩やかに減少するものと考えております。教育の将来につなげる対策としましては、魅力のある学校づくりに取り組むことにより「川辺町で子育てをしたい・学ばせたい」というインセンティブにつながり、その延長線上には川辺町に住みたい、住み続けたいと思ってもらう、さらに、将来は自分の子どもを通わせたいと思ってもらうような長期的な視点を持って、学校の建設設計画を町づくりの一環として考えてまいります。

六つ目の児童の登下校の見守り活動についてお答えします。

本町における児童・生徒の見守り活動は、登下校を中心に行っていただいております。その活動の母体は「川辺町防犯活動団体」として登録された「見守り隊」で日々精力的に活動していただいております。この見守り活動により、安全・安心な登下校が確保されていることを心から感謝申し上げます。

「見守り隊」の皆さまの登下校に付き添い寄り添って、あいさつや声かけしていただけることが、子どもたちにとって最も安全で安心できるものではないかと思います。議員ご指摘のとおり、近年は「見守り隊」の皆さまの高齢化が進み、一部の方への負担増や地域差も感じております。今後も見守り活動をさらに拡充させるべく、あらゆる場面でPRや啓発を行い、保護者をはじめ、PTA、地域の住民、行政などが連携・協働し地域全体で一体となって取り組んでいけるよう進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、学校統合計画は、今後の子育て政策、まちづくりに大きな影響を与えます。慎重かつ早急に建設設計画や財政的な面も勘案しつつ、計画を精査し、川辺町のより良い教育環境の実現を目指してまいります。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

◎7番（市原敬夫君） 議長、再質問をお願いいたします。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許します。

◎7番（市原敬夫君） 先ほどの回答で、3パターンをベースに最適な計画を検討するという回答でございます。

それから、具体的には、早急にという表現がございましたが、大体いつ頃までに結論を出そうというお考えかをまずお伺いしたいと思います。

それから2つ目に、川辺町の人口構成を見てみると、11月現在、就学年齢である7歳から15歳の子供の数は802名。5年後の就学人数につきましては、現在の2歳から10歳までの子供の数として、669名。5年間で、差し引き133名の減少となります。

学校の問題は少子化からも喫緊の課題であると考えております。

また、少子化の問題は、こども園も同様と考えます。6歳児は81人、4歳児は68人、2歳児は54人。このように、減ってきているわけでございます。

現在、委託を含め3こども園がありますが、こうした状況を踏まえ、こども園の運営についても考える必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

3つ目に、小学校統廃合計画。こども園の今後については、広く町民の声を反映させる必要があると思いますが、町民への説明会や公聴会などの開催について、お考えがあるか伺います。

◎議長（佐伯雄幸君） 町長、木下宙君。

◎町長（木下宙君） それでは再質問にお答えいたします。

まず1つ目でございます。前提といたしまして、まだ転入等により回避される可能性も十分にありますけれども、現在、北小学校の複式学級化の可能性が令和10年度でございます。ですから、その10年度までには何らかの答えを出して、この複式学級に対する対応をしていきたいと、こう考えております。

続いて、再質問の2について。

令和7年11月1日現在の、川辺町の小学校3校の児童数は、526人。川辺中学校の生徒数は251人で、合計777人でございます。

将来の見込み児童生徒数は、転入や転出の移動を考慮しない人数ですと、小学校で392人。中学校で251人。合計640人を見込んでおります。

子供の転入を考慮した場合、もう少し多くなると考えられますけれども、いずれにいたしましても、こども園に通う園児数も含め、現在減少傾向であると考えております。

現在のこども園の対応状況といたしましては、入園説明会で、第2こども園をご希望される場合、将来、転園をお願いする可能性もあるということを御説明させていただいております。

こども園の運営につきましては、よりよい保育の実現。保育教諭の雇用、財政負担。園児数の状況など、十分に課題を検討した上で、保護者を始め、地域の皆様から御意見を頂きながら、最適な方法を考えてまいります。

3点目でございます。

小学校統廃合計画とこども園の今後についてですが、町民アンケートの実施や、思いを聞く場を作るなど、住民意思の確認をしたいと考えております。

その意見をまとめた上で、今後の計画が具体的にまとまりましたら、改めて議会へと説明を行い、ご承認いただいた際には、広く町民の皆様に周知させていただきたいと思います。

◎7番（市原敬夫君） 議長、所見を述べて終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許します。

◎7番（市原敬夫君） 少子高齢化の問題は、町にとっても大きな問題であります。

先ほども申し上げましたが、小中学校の9年間は、明日を担う子供たちにとって大変大事な時間であります。将来を見据え、こども園の運営や、新しい学校計画が、子供たちの健全な育成に大きな礎となることを切望し、質問を終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） 以上で、市原敬夫君の一般質問を終わります。

議席番号9番、櫻井芳男君。

◎9番（櫻井芳男君） 議長より許しを得ましたので質問させていただきます。

去る11月18日に大分市の大火災、そして、12月8日深夜の青森県東方沖地震など、大災害が身近に感じる昨今でございます。

川辺町を取り巻く近隣地域では、大きな災害は、幸い起きてはおりません。しかし、大災害が起きた場合の1つとして、今回の質問をさせていただきます。

平成31年3月1日付の「可茂地域における災害時相互応援に関する協定書」をもとにお尋ねします。

1. 当該協定書には、第1条（趣旨）で、構成自治体の区域が特定されており、2市8町村と可茂県事務所で締結が為されています。当該協定書について、定期的等打ち合わせは行われているのでしょうか。その現状の説明を求めます。

2. 当該協定書の第2条、第8条に「岐阜県協定書」（改定があり）の記述がありますが、これはどのような協定書なのか説明を求めます。また、当該協定書と「岐阜県協定書」の関係の説明を求めます。

3. 当該協定書に関して、川辺町としての対応策の説明を求めます。

4. 昨今、南海トラフ地震の発生が想定されています。構成自治体地域では地形的な理由により災害規模は比較的に小さいものと思われているようです。ただ、構成自治体へ、県外を含めての避難地域として対応を求められた場合、その準備はあるのでしょうか。去る11月6日可茂地域議員研修会において岐阜県知事も指摘されておりました。当該協定書はこのような事態に対応ができるのか。また、川辺町はこのような事態にどう対応をするのか、説明を求めます。

◎議長（佐伯雄幸君） 総務課長 鈴木秀樹君。

◎総務課長（鈴木秀樹君） それでは、櫻井議員からご質問のありました「災害時の対応について」お答えいたします。

川辺町地域防災計画では「関係機関と連携した防災対策の整備」として、『平常時から県及び他市町村等関係機関や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよ

うに努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。』としております。また『お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。』と、されております。

以上のことと踏まえまして、議員からの4つのご質問について順次お答えします。

それでは、1点目の「定期的な打合せ、その現状について」でございます。

「可茂地域における災害時相互応援に関する協定書」では、(応援の内容)(応援の要請)(自主的な応援)(経費の負担)など詳細にわたって定めております。

応援の内容は、食料、救助・医療に必要な資器材、車両、住宅などの「物資等の提供斡旋」、「職員の派遣」、「避難所の相互利用」、「児童・生徒の受け入れ」など様々な応援を行うこととしています。また、協定書では連絡会を設置し情報交換や必要に応じ情報伝達訓練を行うこととされています。

連絡会の現状といたしましては、現在は連絡会としては開催がされておりません。しかし、市町村防災アドバイザーチーム会議を県事務所が主体となり年1回以上開催しており、連絡会議と同じメンバーが参集し、各分野における防災に関するについて情報交換を行うとともに連携を図っております。また、情報伝達においては、岐阜県情報通信システムにて非常時においても通信を確保するためのシステムを整備しており、定期的にテストを行っております。

続きまして、2点目の「岐阜県協定書の内容とその関係について」でございます。

岐阜県協定書「正式名称：岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」においても、応援の内容は「可茂地域における災害時相互応援に関する協定書」同様となっております。また「可茂地域における災害時相互応援に関する協定書」では、地域内の応援に関して定めておりますが、岐阜県協定書においては県が市町村に対して行う応援の他、応援する地域が設定されており、可茂地域が被災した場合には飛騨地域が優先的に応援にあたることとされています。よって、応援の内容は同じですが、だれが応援するのかをすみわけしたものとなっています。

続きまして、3点目の「川辺町としての対応策について」でございます。

川辺町におきましても、協定書に記された内容のとおり対応していく必要があると考えます。具体的な内容といたしましては、協定書の内容のとおりでございますが、被災者の受け入れや、職員の派遣、物資等の提供など多岐にわたると思われますが、当町の被災状況にもよるため、その都度判断していく必要があります。

続きまして、4点目の「避難地域としての対応を求められた場合のその準備、当該協定書での対応、川辺町の対応について」でございます。

県から県外を含め避難地域として対応を求められた場合の当町の対応についてです。当該協定書にもとづいて対応を求められることはございませんが、各県の間で対口支援先が定められており、それにもとづき県から依頼される可能性は十分に考えられます。能登半島地震でも実際に岐阜県では避難者を受け入れております。当町が被災者を受け入れとなるそれ以外の可能性といたしましては「全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定書」や、今後締結を予定している「B&G財団及び中部ブロックB&G海洋

センター等所在市町村間災害時相互応援協定」によるものが考えられます。また、先にも述べましたとおり当町の被災状況にもよるため、その都度判断していく必要があると考えております。

本町におきましては比較的自然災害の少ない地域でございまして、大規模な風水害にあっては、昭和34年の伊勢湾台風や昭和43年の大雨（豪雨）災害にまで遡り、50年以上大規模な災害に見舞われることなく現在に至っております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり近年の自然災害は、激甚化、頻発化しており 全国各地で甚大な被害が発生しております。また、南海トラフ大地震においては30年以内の発生確率は70%から80%と言われており、40年以内の発生確率は90%程度に引き上げられました。本町においても いつ被災するかわからない状況であることは変わりなく、これまでの大規模災害における被災自治体の教訓を踏まえ、総合計画や地域防災計画、国土強靭化地域計画を策定し、災害から町民の 生命や身体、財産を守るとともに、災害に起因する被害を最小限とすることを目指しております。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

◎9番（櫻井芳男君） 議長、再質問をお願いいたします。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許します。

◎9番（櫻井芳男君） 非常に難しい問題であると。想像がつかないという部分があるんですけれども。

今、答弁いただきましたのは、極端な言い方をすれば机上の空論ではないかと。なぜかといいますと実践的な意味での答弁はありませんでした。

例えば断水。こちらが断水した中で、川辺町が断水した中で、地域外、町外の方がおいでになったときの対応策。

それから備蓄。それはそれなりに用意はされていると思いますけれども、それで十分貰えるかどうか。

それから住まい。それを県からの要請があれば、避難の方がおいでになります、その時に、どのような対応ができるのか。非常に難しい問題です。

それは承知してるんですが、発生確率が90%に引き上げられたという、こういう現状の中で、シミュレーション的なことの対策が求められると思うんです。

そのことを、今後、今現在は想像つかないというふうにも思いますけれども、今後どのようにされていくのか。

そして、他町村との協定の中での、実のある協定、対策を打ち合わせするというか対策会議を開くとか、いうようなことはこれからあるのかどうか、そして川辺町が主体的になって、皆さんに声を掛けられるかどうか、その点をちょっと伺いたいと思います。

◎議長（佐伯雄幸君） 総務課長 鈴木秀樹君。

◎総務課長（鈴木秀樹君） いくつかちょっと御質問いただいたんですが、議員おっしゃったとおりですね、なかなか実践的な避難訓練というのは、コロナ禍のところもありまして行っていないかったところは事実としてございます。そこについてはそのとおりでございます。

ただですね、それに替えてとは申し上げませんけども、例えばそのシェイクアウト訓練であるとかですね、ここら辺はちょっと実践的になってくるんですけども、今年も行った

んですが、各地区での役員の方を集めてですね、避難所の運営訓練であるとか、あと昨年でしたかね、防災フェアなどのことを開催しまして、そういうことを通じてですね、防災意識の向上、こういったことを図っていったということでございます。

今後もですね、避難訓練の在り方というのもありますので、そういうことも含めて、安否の確認方法なんかも含めまして、そういうことを再確認するとともにですね、防災気運の高まりっていうか、そういうものを実践的なものにつなげていくような計画をしていきたいというふうに考えております。

それから備蓄のお話でございますけども、現在ですね、岐阜県の方が示している川辺町の避難想定というのがございます。

これは直下型の地震であるとか、あと南海トラフであるとかこういったところでですね、避難者がこのぐらいになるんではないかというような想定がございます。

その中での、川辺町での備蓄のことでございますけども、各地区の備蓄倉庫ってのは分散しているところはございますけども、今お話を岐阜県の想定ということでいけばですね、備蓄量は対応可能であるというふうに考えております。

あと、避難者が他の所から来た場合ということですけども、現実的にはですね、なかなか川辺町内だけですね、対応するっていうのは、例えば他の近隣の市町村であるとかですね、そういう宿泊施設なんか多くある所ございますので、そういう所とお話をしながらということになると思いますが、当然そこら辺の仕切りといいますか、振り分けってのは、ある程度県主体になってくと思いますけども、そこと連携しながら川辺町の方もやっていきたいと思っております。

あと、先ほど最初の答弁でもちょっと申し上げましたけども、県との協議ですね、こういったものってのは担当者レベルでも、先ほど申し上げましたとおり、別の形の会議ですね、随時それはやっておりますので、そういうところでもですね連携をしながら、対応策、いざというときの対応策っていうのは随時協議していきたいというふうに思っております。

以上です。

◎9番（櫻井芳男君） 所見を述べて終わりたいと思います。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許します。

◎9番（櫻井芳男君） 答弁の言葉尻を捉えるわけではございませんけれども、これは、答弁の一覧を見ますと、どうも机上の空論、実践的じゃない。

今の備蓄だけでも、我々の中で、川辺町だけ賄えるかどうか、その上に避難を依頼された場合も想定する必要があると。

空振りしてもいいと思うんです。シミュレーションをし、年々変わる状況を把握して実践的なものにしたいというふうに思うのは当然だと思うんです。

他人事ではありませんので、川辺町は、ここ、ちょっと言葉を選ぶっていうかあれですが、非常に自然災害の少ない所で、非常に緩いような感じがします。加茂地域の中でも、ちょっと山間部に入りますと、非常に緊張感を持って対応されてるんです。

のことばかりではありませんけれども、そういうような中で、川辺町として、実践的な対策、そして何度も言いますが、空振りしてもいいんです。

とにかく年々変わるような形での訓練を、常時意識をするといいますか、そのようにしていただきたいと思います。

とにかく、非常に難しい問題だと思いますので、ちょっと難しいことを質問しましたけれども、今後我々とともに考えていかなければならぬと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

◎議長（佐伯雄幸君） 以上で、櫻井芳男君の一般質問を終わります。

ここで議場内の換気のため休憩に入りたいと思います。再開時間を10時といたします。

（休憩 9：49～10：00）

◎議長（佐伯雄幸君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議席番号2番、平岡正男君。

◎2番（平岡正男君） 議長の許可を頂きましたので、町長に対して、高齢者福祉政策についての質問をさせていただきたいと思います。

本年5月、36歳という若さで初当選されました町長は、就任直後から炎天下の登下校対策としてスクールバスを、議会あるいは町長車等の車を利用して、町民の皆さん方の声に耳を傾けた対応として、スピード感を持って施策を形にされた姿勢に、多くの町民が期待を寄せているところであります。

さて、町長が掲げるマニフェスト「川辺の未来を創る4本の柱」の一つに、「活き活き高齢者ライフ」がございます。これは、健康長寿のまちづくりを目指すものであり、人生100年時代を見据えた持続可能な地域社会の構築に向け、極めて重要な視点であると考えております。

また、別の柱である「住みよく魅力的なまち」では、全年代が利用できる全天候型公園の整備が掲げられております。こうした公共空間の整備は、単なる施設の充実にとどまらず、町民の交流や健康づくり、生きがいの創出につながる重要な基盤であると認識しております。

高齢者福祉というと、健康保険や介護保険などの社会保障制度を中心とした支援が主となりますが、元気に日々を過ごしている高齢者の方々にも、行政サービスの恩恵を実感していただき、引き続き健やかに、そして地域の一員として活躍できる環境づくりが求められていると私は感じております。

そこで伺います。

町長が掲げる「活き活き高齢者ライフ」及び「住みよく魅力的なまち」の理念に基づいて、今後、全天候型公園の整備をはじめとする公共空間の活用において、高齢者に対してどのような付加価値を提供し、元気な高齢者が行政サービスを実感できるような施策を開発されるのか、そのお考えを、具体的な方向性についてお聞かせください。

以上、よろしくお願ひします。

◎町長（木下宙君） それでは、平岡議員からご質問のありました「高齢者福祉施策について」お答えいたします。

まず、私が掲げる「川辺の未来を創る4本の柱」において、高齢者福祉施策は非常に重要な位置を占めています。特に「活き活き高齢者ライフ」の理念の下、健康長寿を推進することは、持続可能な地域社会の実現に欠かせない要素であり、そのためには、病気や体力が低下してからの対症療法よりも、日頃の基礎体力づくりなどの予防活動を強力にサポートすることが大切だと考えています。

また、同じく「住みよく魅力的なまち」という理念の中で、公共空間の整備は高齢者を含む全ての世代が、共に活力を持てるまちづくりを目指すものです。

ご質問にありました「全天候型公園」の整備とは、国道41号美濃加茂バイパスの高架下の活用を想定しているもので、このような環境は実は川辺町の大きな財産であると注目しており、ここに工夫を凝らして、少ない費用で近隣にない価値のある空間を創り出そうとするものです。そこには炎天下や雨天でも利用できる木製遊具や、体を動かせる環境を整備して、小さな子どもから高齢の方々まで全世代が様々な用途で利用できる、さらには川辺町の未来を創る象徴となるようなエリアに展開していきたいと考えています。

また、これまでに整備してきた飛騨川湖岸線についても、これに関連付けて、気軽に散策や軽い運動ができるよう更なる充実を図り、こうした環境整備を段階的に進めることで高齢者の健康づくりや憩いの場を提供していく考えを持っています。

これらの取り組みは、決して若者や子育て世代のためだけではなく、まさに全世代の町民に向けたものであり、その中で高齢の方々が地域の一員として活躍できるよう、公園内にはベンチなど交流スペースを設置し、町民同士の繋がりを深める場を生み出します。そして、皆さまが元気に地域活動に参加し、世代を超えた交流が生まれることを期待するものです。

この環境の整備は、関係機関との調整など多くの困難なハードルを越えなければなりませんが、何よりも町民の皆さまのご理解ご協力が不可欠です。

したがいまして、今お話ししましたことは、まだ大きな構想の段階ではありますが、町民の皆さまの声をお聴きしながら、実現に向けて柔軟性とスピード感を持って一つ一つ着実に邁進して参ります。

生き生きとした毎日を暮らしていただくためには、健康であること、人との交流を通じて安心と充実を感じていただくことが重要です。そのため行政は皆さまに対して何ができるのか常に考え続け、まずはこれらの施策を実現できるよう努力して参りますので、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

◎2番（平岡正男君） 議長、最後に所見を述べたいと思います。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許します。

◎2番（平岡正男君） 川辺町は、11月1日現在、65歳以上の人口は3千200有余でございます。全人口の3分の1を占め、高齢化が進んでおります。

町長も、私の質問に示されていたとおり、町民の交流、健康づくり、生きがいづくりが大切であると説明をされました。

町長は、県下で1番若い町長として、県下一の働き者であります。これから行政のトップとして、働いて働いて働いて、しっかりとやっていただくようにお願いをいたします。

ありがとうございました。

◎議長（佐伯雄幸君） 以上で、平岡正男君の一般質問を終わります。

以上で全ての一般質問は終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開時間を10時30分といたします。

(休憩 10:10 ~ 10:30)

◎議長（佐伯雄幸君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

日程第2、議案第46号「川辺町と美濃加茂市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について」から、日程第18、議案第62号「令和7年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」までの17件を一括議題といたします。

ただ今、議題といたしました17件につきましては、先に総務委員会に審査が付託しておりますので、総務委員会委員長から審査の結果ならびに経過について報告を求めます。

◎議長（佐伯雄幸君） 総務委員会委員長 櫻井芳男君。

◎9番（櫻井芳男君） 議長より、報告を求められましたので、総務委員会における審査の結果ならびに経過について御報告いたします。

総務委員会に付託されました、議案第46号から議案第62号までの審査結果は、お手元の審査報告書のとおりです。

審査の結果は、審査報告書にありますとおり、議案第46号「川辺町と美濃加茂市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について」、議案第47号「指定管理者の指定について（やすらぎの家）」、議案第48号「指定管理者の指定について（川辺町第3こども園）」、議案第49号「指定管理者の指定について（川辺町児童館）」、議案第50号「町道の路線認定について」、議案第51号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第52号「川辺町議會議員の議員報酬及び期末手当に関する条例及び川辺町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第53号「川辺町副町長の選任に伴う関係条例の整理に関する条例」、議案第54号「川辺町火入れに関する条例の一部を改正する条例」、議案第55号「川辺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」、議案第56号「川辺町収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例」、議案第57号「川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」、議案第58号「令和7年度川辺町一般会計補正予算（第4号）」、議案第59号「令和7年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第60号「令和7年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、議案第61号「令和7年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」、議案第62号「令和7年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」。

付託された議案第46号から議案第62号までの17件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決及び採択すべきものと決定いたしました。

審査経過については、付託された17件につき、12月3日から審査を開始し、町長及び担当課長等の出席を求め、それぞれの案件について審査を行いました。各課から担当する議案ごとに説明を受け、延べ35件余りの質疑に対する応答等を行いました。

12月4日に討論・採決を行った結果、報告書にありますとおり、いずれについても全会一致で原案のとおり可決及び採択すべきものと決定した次第です。

以上で、総務委員会の審査報告を終わります

◎議長（佐伯雄幸君） 御苦労様でした。これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。これより案件ごとに議題といたします。

議案第46号「川辺町と美濃加茂市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号「川辺町と美濃加茂市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第47号「指定管理者の指定について（やすらぎの家）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号「指定管理者の指定について（やすらぎの家）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第48号「指定管理者の指定について（川辺町第3こども園）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号「指定管理者の指定について（川辺町第3こども園）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第49号「指定管理者の指定について（川辺町児童館）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号「指定管理者の指定について（川辺町児童館）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第50号「町道の路線認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号「町道の路線認定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第51号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第52号「川辺町議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例及び川辺町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号「川辺町議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例及び川辺町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第53号「川辺町副町長の選任に伴う関係条例の整理に関する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号「川辺町副町長の選任に伴う関係条例の整理に関する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第54号「川辺町火入れに関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号「川辺町火入れに関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第55号「川辺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号「川辺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第56号「川辺町収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号「川辺町収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第57号「川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号「川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第58号「令和7年度川辺町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号「令和7年度川辺町一般会計補正予算（第4号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第59号「令和7年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号「令和7年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第60号「令和7年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号「令和7年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第61号「令和7年度川辺町水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号「令和7年度川辺町水道事業会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第62号「令和7年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号「令和7年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

本定例会開催中に、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定による、本会議の会期日程と議会の運営に関する事項についての「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、議会運営委員会の閉会中の継続調査を議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の「閉会中の継続調査」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。資料お配りしますので、しばらくお待ちください。

（資料配布）

◎議長（佐伯雄幸君） 追加日程第1 議会運営委員会の閉会中の継続調査を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について「閉会中の継続調査」の申し出がありました。申出者の朗読は省略します。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにしたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。町長に挨拶を頂きます。町長木下宙君。

◎町長（木下宙君） 議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会において上程いたしました各議案について、議員の皆様方には、連日にわたり、熱心かつ建設的な御審議を賜り、改めて深く感謝申し上げます。

今定例会では、副町長の選任など、町の将来に大きく関わる施策を提案させていただきました。頂戴いたしました御意見は、いずれも町政運営を進める上で、大変貴重なものでございます。

今後の執行に当たりましては、これらの御意見を十分に踏まえ、より一層町の発展に努めてまいります所存でございます。

結びになりますが、円滑な議会運営に御尽力いただきました議長を始め、議員の皆様方にお礼と、今後ますますの御健勝、御活躍をお祈り申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎議長（佐伯雄幸君） これをもちまして、令和7年第4回定例会を閉じます。

(閉会 10 : 57)